

平成 30 年度第 2 回仙台市自殺対策連絡協議会 議事録

開催日時：平成 30 年 9 月 6 日（木）18:00～

開催場所：仙台市役所本庁舎 2 階第 1 委員会室

[出席委員（五十音順・敬称略）]

秋田 恭子 （宮城県臨床心理士会）
浅沼 孝和 （仙台市医師会）
大友 まり子 （仙台市民生委員児童委員協議会）
佐藤 淳 （宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課）
佐藤 泰啓 （宮城大学看護学群看護学類）
鈴木 琴似 （みやぎの萩ネットワーク）
田中 幸子 （藍の会，全国自死遺族連絡会）
土合 真紀子 （エル・ソーラ仙台相談支援課）
土井 浩之 （仙台弁護士会）
戸澤 美和 （仙台市立病院総合サポートセンター）
永井 恵 （仙台いのちの電話事務局）
松良 千廣 （宮城県私立中学高等学校連合会）
山田 威彦 （仙台市中学校長会）
渡部 裕一 （宮城県精神保健福祉士協会）

（欠席委員＝折腹実己子（仙台市地域包括支援センター連絡協議会），小高晃（宮城県精神科病院協会），佐々木賢一（宮城労働局労働基準部健康安全課），佐藤一司（宮城産業保健総合支援センター），千葉恵理子（宮城県司法書士会）望月美知子（宮城県精神神経科診療所協会））

[事務局]

仙台市健康福祉局
子供未来局
教育局

[次 第]

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 若年者における自殺対策について
 - (2) その他
- 3 閉会

[会議内容]

1 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより平成 30 年度第 2 回仙台市自殺対策連絡協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、健康福祉局障害福祉部長郷湖よりご挨拶申し上げます。

(事務局：郷湖障害福祉部長)

～ご挨拶～

(事務局)

本日の協議会は、委員改選後、初めての会議でございます。委員の皆様には、平成 32 年 8 月 31 日までの任期でお引き受けいただいております。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様を五十音順にご紹介させていただきます。

秋田 恭子 (あきた やすこ) 委員でございます。

佐藤 淳 (さとう じゅん) 委員でございます。

佐藤 泰啓 (さとう やすひろ) 委員でございます。

鈴木 琴似 (すずき ことに) 委員でございます。

田中 幸子 (たなか さちこ) 委員でございます。

土合 真紀子 (どあい まきこ) 委員でございます。

土井 浩之 (どい ひろゆき) 委員でございます。

戸澤 美和 (とざわ みわ) 委員でございます。

永井 恵 (ながい めぐみ) 委員でございます。

松良 千廣 (まつら ちひろ) 委員でございます。

山田 威彦 (やまだ たけひこ) 委員でございます。

渡部 裕一 (わたなべ ゆういち) 委員でございます。

渡部委員におかれましては伊藤 美奈 (いとう みな) 委員の後任としてご就任いただきました。

みなさま、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、

浅沼 孝和 (あさぬま たかかず) 委員

大友 まり子 (おおとも まりこ) 委員

におかれましては、到着が遅れるとのご連絡をいただいております。

また、

折腹 実己子 (おりはら みきこ) 委員

小高 晃 (こだか あきら) 委員

佐々木 賢一 (ささき けんいち) 委員

佐藤 一司 (さとう かずし) 委員

千葉 恵理子 (ちば えりこ) 委員

望月 美知子 (もちづき みちこ) 委員

におかれましては、本日は所要のためご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。先程ご挨拶申し上げました

健康福祉局障害福祉部長 郷湖 でございます。

健康福祉局障害者支援課長 伊藤 でございます。

健康福祉局精神保健福祉総合センター所長 林 でございます。

健康福祉局保健衛生部参事兼健康政策課長 小林 でございます。

子供未来局いじめ対策推進担当課長 小関 でございます。

教育局教育指導課主幹 本郷 でございます。

教育局学びの連携推進室主幹兼主任指導主事 田辺 でございます。

教育局教育相談課主幹兼主任指導主事 木越 でございます。

続きましては、本日の協議会の成立についてお知らせいたします。本日は現時点で 12 名の委員の皆様にご出席いただいております、委員数 20 名の過半数の出席となりましたので、協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、本協議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、お配りしております資料の確認でございます。落丁乱丁の場合はお知らせください。

次第

平成 30 年度仙台市自殺対策連絡協議会委員名簿

〔資料 1〕若年者における自殺対策について

〔参考資料〕若年者の自死対策について（小高委員提出資料）

以上でございます。

また、本日、委員の方々からご提供いただきました資料についても机上にお配りしております。

土合委員より

チラシ「あなたのペースでもう一度学んでみませんか？」

田中委員より

要望書「若年者における自殺対策について」

ニュース記事「<発達障害児> 過去最多 4000 人 仙台市立小中学校理解進み把握増加」

雑誌記事「大人も子供も『発達障害』にする詐欺手法 製薬会社と一部医師が組む本当の病巣」

冊子「自死遺族が直面する法律問題 自死遺族支援のための手引き」

以上でございます。

また、傍聴の方にお伝えいたします。傍聴に際しましては、受付にて配布いたしております「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」をお読みいただき、お守りくださいますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、今回の会議でご議論いただきます点の位置づけにつきまして簡単にご説明いたします。

次第の裏面をご覧ください。これまでの経過と今後の審議予定について記載がございます。これまでの議論を引き継いでいただき、(仮称)仙台市自殺対策計画を策定するために委員の皆さまには、ご意見等を賜りたいと考えております。

本市の自殺対策計画の構成につきましては、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱などに示された内容、項目との整合性等を担保しながら、本市独自の重点対象を加える形で策定を目指し、昨年

度から議論を続けているところです。

その重点対象として掲げました4つのうち、「被災者」「勤労者」「自殺未遂者等ハイリスク者」に対する支援について前回までに議論をいただきました。今回は残る重点対象である「若年者」に対する支援についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

また、次回以降につきましても、現時点での予定をお示ししているところです。

続きまして、今回は、委員改選後、初めての会議でございますので、協議会設置要綱第5条第1項に基づきまして、委員の皆様の互選により会長を選出いただきたいと思います。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

(佐藤泰啓委員)

これまで同様、土井委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

只今、土井委員を会長に推薦したいとのご発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

<一同より拍手>

(事務局)

ご賛同いただきましたので、引き続き土井委員に会長をお願いいたしたいと思っております。それでは、土井委員には会長席にお移りいただきたいと思います。と存じます。

<座席移動>

(事務局)

では、改めまして土井会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。土井会長お願いいたします。

(土井委員)

土井でございます。お晩でございます。協議会が活発な議論のもと、自殺対策のために実質的な議論ができるよう頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、協議会設置要綱第5条第3項に基づきまして、会長から職務代理者をご指名いただきます。土井会長お願いいたします。

(土井委員)

こちらから従来通り望月委員を指名いたします。

(事務局)

ありがとうございました。会長から望月委員をご指名いただきましたが、今回、望月委員は、ご欠席でございますので、事務局の方で望月委員にご意向を確認した上でご就任いただきたいと思います。ご確認しました結果については第3回協議会にてご報告申し上げますことといたします。

それでは、以後の進行につきましては、土井会長にお願いいたしたいと存じます。

土井会長よろしくお願ひいたします。

(土井会長)

それでは議事に入らせていただきます。
まず、議事録署名人を指名させていただきます。

土合 真紀子(どあい まきこ) 委員

よろしくお願ひいたします。

(土合委員)

承知いたしました。

2 議事

(土井会長)

それでは、次第にそつて議事を進めてまいります。

議事(1) 若年者における自殺対策について

です。事務局から資料の説明をお願ひいたします。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

～資料1に沿つて説明～

(土井会長)

それでは議論に入らせていただきます。統計に関する部分と対策に関する部分がございますので、まずは7ページまでの統計部分について、ご質問などございましたらお願ひします。

(田中委員)

1ページ目の自殺者全体に占める若年者の割合について、宮城県の割合30.5%の中に仙台市は含まれているのでしょうか。

もう一つ質問をさせていただきます。無職者の記載事項のところに勤務問題の記載がございます。無職者なのに勤務問題とはどういう意味なのでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

宮城県の30.5%の中には仙台市は含まれておりません。

5ページと7ページに記載がございます無職者における勤務問題についてですが、過去に勤務問題を抱え退職され、自死に至つた時には無職であつた場合等が該当するものと考えております。

(田中委員)

ありがとうございます。これらの統計のデータは警察庁からのものなのか厚生労働省からのものなのか記載がないのでお聞きしたいです。私は遺族ですので、データがどこから出ているのかとても気になります。警察が遺族に統計に利用すると言われなくて事情聴取しておいて、出てくるデータもございます。遺族としてはデータの出所については是非お示しいたしていただきたいです。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

出典を記載しておらず失礼いたしました。警察庁の統計データでございます。

(鈴木委員)

資料について男女別にしていないのは理由があるのでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

男女別で数字をお示ししなかったことについては特段の理由はございません。男女別の内訳を口頭でお示いたしますと若年者の自死のうち男性が497名、女性が221名でございます。

(秋田委員)

亡くなられた方からどのように動機・原因を調査するのでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

亡くなられた方が遺書などを残している場合には、それらのものから警察が動機・原因を推測して、これらの統計ができております。遺書などが無い場合には、先ほど田中委員からもあったようにご遺族からの聞き取りから、動機・原因を警察が推測して、統計ができていると伺っております。

(田中委員)

私は、遺書は非常に少ないと感じております。今はパソコンや携帯に残す人もいますが、そういったものを含めても遺書は少ないです。こちらのデータは遺書もありますが、遺族からの聞き取りが中心なのではないかと思えます。

(土井会長)

労災でしたら、上司や同僚から聞き取ったりして、犯罪なのか自死なのかを判断しているものもあると聞いております。

他にはないでしょうか。

(土合委員)

資料3ページ「③学生・生徒等について」で、仙台市が自殺者全体のうち学生生徒等の割合が5.7%と全国や宮城県に比べて高いと記載がありますが、他の政令市に比べても高いと考えてよろしいでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

他の政令市の学生・生徒等にかかるデータは原則、国から提供いただけないので、他の政令市との比較は困難でございます。

(土合委員)

仙台市は若い方が多いので、人口比からすると多くなってしまっているのではないかと思いました。

(田中委員)

資料4ページの勤務問題の詳細分類について「仕事疲れ」の記載がございますが、仙台市独自の表現と考えてよろしいでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

こちらの詳細分類についても国からデータ提供を受けておりまして、国がこのような表現で分類していましたので、本市でも同様の表現とさせていただきました。

(田中委員)

わかりました。それともう一つですが、要望書にも記載させていただきましたが、全国で791市ございますが、子供の自死が全国で50名～55名ほど毎年ございます。そのうち、いじめが原因と認められているのが毎年4～6名ございますが、仙台市は毎年亡くなっており、非常に高い確率でございます。全国で多い年でも6名ですが、そのうちの1名をここ3年連続で仙台市から出しています。非常に高い数字ですので、今回要望書にも書かせていただきました。文科省にもデータがございます。異常な事態が続いており、非常に危機感を感じているところでございます。中学生が亡くなること自体全国でも少ないことですから、非常に高い数値です。一人だからと言って決して少ない数字ではないと思います。

(土井会長)

それでは、対策について議論していただきたいと思います。個別に分けて話すよりは、ご意見があるところから発言していただければと思います。有職者については前回と同様の議論かとも思うのですが、それについてご発言いただいても結構ですし、学生や無職者についてもございますので、どこからでもいいのでご発言いただきたいです。

(田中委員)

たくさんございますが、まず一つ目といたしまして、有職者への対策の「理美容師等へのゲートキーパーの啓発と養成」について、なぜ理美容師なのかお聞きしたいです。なぜそこに焦点を当てているのでしょうか。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

こちらはある区で理美容師の方と一緒にゲートキーパー養成をやっているのですが、理美容師の方は髪を切ったりしながら話を聞くということが日常的にあります。心の悩みを聞いたり、死にたいと考えたりするというのを聞いた時に、単なる世間話としてだけでなく、自死予防の観点をもって接していただけるように、場合によっては専門機関へ繋いでいただけるようにということをやらせていただいております。そのため、特に理美容師に限った話ではなく、薬剤師など自死予防の観点をもって関わっていただける様々な立場の専門職や、専門職ではなくても身近な人がいらっしゃればその方々に対してもゲートキーパー研修を行っております。ご存じの通り、自死予防に関しては温度差があるのが現状でございますので、可能な限り多くの方に知っていただきたいというのはございますが、まずは入り込めるところからということでやらせていただいております。

(田中委員)

私も美容院に行きますが、仙台市のような政令市で美容院に行つて「死にたいです」とか「借金があります」とか言う人はいないと思います。それが都会の特徴だと思います。そもそも死ぬほど苦しんでいる人は、美容院に行きません。私も苦しんでいた時には自分で髪を切っていたぐらいです。借金問題があるとき、家族の問題・労働の問題を抱えているとき、パワハラ・いじめを受けているとき、本当に苦しくてご飯も食べられない時に髪を切りに外に出かけることはしないのですよ。そもそも、理美容院は話が広がっていきますから、そんなところで借金の問題や家族の問題を話さない

と私は思います。もちろん、理美容師以外の専門職についても研修をするということであれば、「理美容師等」とありメインは理美容師となっているので「専門職等」に変えたほうが良いのではないのでしょうか。「理美容師」を主語にしてしまいますと、そこに着目する人が多いので、いかがでしょうか。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

体験からの貴重なご意見ありがとうございます。「理美容師」は代表例として記載させていただきましたが、確かに「等」の部分が見えないので表記の仕方を工夫する必要があると感じました。

また、本当に大変な状態の時に、理美容どころではないというのはもっともでございます。そこまで追い詰められる前の段階、少し悩んでいるという段階のところで理美容師の方々にお話を聞いて受け止めていただくということを狙いとしております。本当に追い詰められてつらくなってしまつてというところに至る前の段階での支援のために、広く知っていただけると良いと感じております。様々な形で工夫して参りたいと思います。

(田中委員)

ありがとうございます。専門職としてはもっと別のところがあると思います。行政職のゲートキーパー研修などもまだまだ足りないと思います。地域のコミュニティセンターなどに勤務する人たちや行政職の初任者への研修を徹底してやっていくべきではないかと、私は思います。まだ民間のところまで広げる必要はなく、足元を固めるという意味でも行政機関職員への研修を徹底してやっていただきたいです。民間まで広げるレベルには至っていないと思います。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

ありがとうございます。こころの絆センターでも市職員の一般職向けのゲートキーパー研修を毎年行うなどしておりますが、まだ足りないとのご意見を頂戴いたしましたので、そのあたりのことを考えて参りたいと思います。

(土井会長)

以前の協議会で松良委員から学校問題についてご意見があったのを、私が話を遮ってしまった記憶がございますが、松良委員いかがでしょうか。

(松良委員)

仙台市のいじめが問題となっている中で、いじめをやめさせるためにどのようにしていくかというところについてです。中途半端なところで調査を始めると、「お前チクったのか」とエスカレートしていくところに問題がございます。少しライラするかもしれませんが、確固たる証拠をつかむまでは加害者に対する取り調べはしない方が安全だと思います。無理やり握手をさせたとかいうやり方も聞いていますが、いじめのを見つけ方や指導の仕方はまだまだ研究が必要だと思います。

(土井会長)

ありがとうございます。他に意見のある方はございますか。

(田中委員)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとなっておりますが、私が学校訪問をいたしますと、いじめが多く報告されている学校であっても自死が発生した学校とそうでない学校とで違いは明白でございます。いじめが多く報告されていても大きな事件に至っていない学校はスク

ールカウンセラーの予約がいっぱいでございます。「父兄と一緒にカウンセリングを受けたりするため予約がいっぱいです」と校長先生がおっしゃっていました。一方、自死が発生した学校ではスクールカウンセリングの教室が普通の学級の目の前にあったりして入りづらくなっています。スクールカウンセラーが出勤の日でも、その部屋に誰もいないこともあります。私が冬に訪問したときも、暖かいはずの教室が冷え切っていて使われている形跡がありませんでした。スクールカウンセラーは職員室に居ると言うのです。そのように学校ごとに大きな差があります。スクールカウンセラーを配置するだけではなく、いかに利用されているのかという調査をすべきだと私は思います。調査をしていけばなぜ利用されていないのかということが分かり、問題点が浮かび上がるはずで、そこを明らかにしないでは何の対策にもならないと思います。配置して安心しないでもらいたいです。できるだけ利用してもらうよう調査して改善してもらいたいです。

それと、子供に対しては今日の要望書にも書きましたが大変すばらしい対策が数多くございまして、教育局のホームページにも掲載されています。ただし、ちゃんと利用されておられません。議会の傍聴にも行きましたが、議員への報告会になっております。相談があったときに具体的な支援をするためのゴーサインを出すのは担任の先生やいじめ専門の教員ではなく校長先生でございますが、そのところがちゃんとできていないです。対策はたくさんあるのだけれども利用されていないというところがございます。報告だけ受けても対策が取られないと子供たちの方も「言っても無駄なんだ。学校に言っても学校が親に言うだけで何にもならないんだ」となってしまいます。松良委員がおっしゃったように中学生相手に握手会や謝罪の会を開いてもどうしようもないですし、「お前チクつたろ」ということになりかねず、親にも先生にも言えなくなって自死に至ってしまっています。そこをちゃんと踏まえ反省して、検証して、またいじめが発生した時に教員をどのように動かすのかといったことを校長先生に対し研修を徹底してほしいと思います。

(土井会長)

質問なのですが、スクールカウンセラーの方々の交流会や活動のケーススタディは行われているものなのでしょうか。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

スクールカウンセラーについては年に何回も研修を行っております。少人数での情報交換を行ったり、スーパーバイザーによるスーパーバイズを行ったりしています。もちろん、カウンセラー本人に対するヒアリングを行ったりカウンセラーを抱える校長先生に対し勤務状況などについてヒアリングを行ったり我々はしています。そのようなことを行いながらより良いカウンセリングルームの運営やカウンセラーとしての仕事の質の向上を目指し努力しているところでございます。

(秋田委員)

宮城県臨床心理士会でもスクールカウンセラーの方に研修を行っていますが、正直申し上げて、東京の方と比べ研修が足りないと感じております。ややのんびりしているという感否めないで、研修を充実させていきたいと思っております。臨床心理士の数も足りておらず、全学校に配置するまでには至っていないですし、私もそうですが全員がやっているわけではなく、臨床心理士全員が関われるわけではないので差が出ているかもしれないです。

(田中委員)

私が訪問した学校で一番ひどいところでは、教室の真ん中で観葉植物が茶色で倒れかかって枯れてしまっていました。温かい雰囲気の一つもなくて、立派な本棚に本が一冊もなくて、冷たくなってほ

こりのたまったテーブルがあってカウンセリングできるようなところではありませんでした。スクールカウンセリングをやるならウェルカムな場所づくりが必要です。子供たちが入りやすいような場所づくり，そこから指導してほしいです。子供たちの話を聞くという姿勢を整えて欲しいと思います。一緒に行った教育局の職員や議員は特に気にも留めていないようでしたが，私はカウンセリングを受けたいと思いませんでした。ちゃんとしているところも見に行きましたが，ぬいぐるみがあったりポスターが貼ってあったり，本があったりなど温かい，ウェルカムな雰囲気がありました。私は専門ではありませんが，カウンセリングはまず雰囲気作りが大事なのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

貴重なご意見ありがとうございます。そのような方向で改善されるよう努力してまいりたいと思います。

(田中委員)

場所についても教室の前ではなくしていただきたいです。子供たちがカウンセリングルームに行ったということが分からないようにしていただきたいです。カウンセリングルームに行ったということが，またからかいの原因になってしまいますから，ぜひお願いしたいです。子供の目線で見て，ちゃんと調査や指導をしていただきたいと思います。

(土合委員)

うちの財団では母子家庭相談支援センターというのを受託で受けています。資料 10 ページに「ひとり親家庭相談支援センター事業」とあるのですが，実際に母子家庭相談支援センターで言いますとひとり親の就業相談がほとんどで子供に関わることはあまりありません。同じページの他のところを見ますと子供に関係するところがほとんどでございますので，ここに入れて大丈夫なのかと疑問でございますがいかがでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

こちらに位置づけさせていただいたのは直接子供に作用しなくても，親御さんの就労相談を通して経済・生活問題の解決につながる事業でもあるとの考えから位置づけさせていただきました。

(土井会長)

SNSの相談というのが流行のようですが実績はございますか。私も法律相談や人権相談を受けますが，文字で相談を受けて文字で回答をしてもその人の気持ちは文字だけで表せないところがございませすし何が大切なのかということが伝わらないところがありますのでやや懐疑的でございます。SNSを見ることは間違いないので，SNSを通じた啓発活動，例えば会社の中でこういうことをされたらパワハラだから怒ったり訴えたりして良い，どこに相談しに行けばいいといったことが分かれば良いと思います。啓発するときに，そういうことをされてはいけないのだということなどを発信することはかなり有効ではないかと思えます。私も真似事みたいなことをしていますが，自分の気持ちを誰かが書いてくれたということだけで救われたということも聞きますし，解決のための提案になっていればなお良いと思います。情報を伝えるときに文字は有効です。自分が受けている人格否定などは当たり前なことで，普遍的なことで，自分で対処しなければならぬことなのだどと錯覚しがちですが，それは駄目だと言われてようやく気付くことがございます。自分が受けていることが駄目で間違っていないということをネットなどで見られればよいのではないかと思えます。SNSやインターネット

の相談も実績があればよいのですが、文字ばかりではなく概要形式で記したような啓発などに使う方がよいと思います。仙台市が案内すれば心強いのではないのでしょうか。SNS相談は仙台市でもやっていますか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

SNSに関しては、8月から教育局の方でSNSを活用したいじめ相談を始めたところでございます。

(鈴木委員)

今後の取組み案と現在の取組みとを分けて表の掲載がございますが、今までの取組みはトーンダウンし今後の取組みに移行するという内容でよろしかったでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

そういったことではなく、現在ある取組みを土台にして、さらに支援対象を広げたり、支援の質を向上させたりといったことを目指すという趣旨で資料を作成してございます。

(田中委員)

「思春期保健活動」、「思春期問題研修講座」、「発達評価体制強化事業」、「発達相談・支援総合情報提供」などが思春期や発達といった言葉が出てきますが、いったいどのようなものなのでしょうか。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

思春期問題研修講座についてご説明させていただきます。精神保健福祉総合センターで毎年度1回開催させていただいております講座でございます。思春期問題について学校の先生方や児童相談所など相談機関職員、区の職員などを対象にして、思春期のいわゆる「問題行動」や心の発達の難しさなどに関して理解を深めていただくものでございます。精神科医や心理士など有識者から講義をいただき、グループワークをして理解していくというものでございます。

(田中委員)

思春期や発達に問題があると研修を受けた人が感じたときに具体的にどのようなようにつなげて対応するのかお聞きしたいです。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

講座の効果検証についてはできていないのが現状でございます。講座を受ける前後で自身の認識がどのように変わったかをアンケートを取って把握してございます。

(田中委員)

それはどのようなことを目指してやっているのでしょうか。

(事務局：林精神保健福祉総合センター所長)

思春期は様々な形で行動化することがございまして、心のSOSが自傷行為に向かうこともございますし、他の方に対する暴力行為という形となることもございます。そのようないわゆる「問題行動」として現れることが多いのは皆様もご承知の通りかと思うのですが、それを単なる問題行動として捉

(事務局：郷湖障害福祉部長)

特に中学生を前提とした、いじめ問題と受け止めさせていただきました。資料でもお示しいたしました通り、学生・生徒等に関しましては様々な取り組みをさせていただいております。現在、いじめ対策等検証専門家会議など別の会議でも、真剣にいじめや自死を無くそうということで議論をいたしておりまして、私も事務局の一人として参加させていただいております。対策について様々な整理をさせていただいている中で途中経過のものも本日の資料の中を含めさせていただきました。そのような中で今回議論させていただいているというのがまず一つでございます。今回も発達評価体制強化事業など資料に記載させていただきましたが、発達障害は行動に特性があると言われておりまして、そのような傾向のある子供はいじめの対象になりやすいと専門家からも指摘されております。田中委員がおっしゃったようにそれを修正・強制するというのでは駄目ですが、発達障害を持った子供を早期に発見して、受容したうえで親御さんや学校の方でそれでも良いのだと受け止めて対応していくことが大切だと思ひ、アーチルの方でも広報啓発しているところでございます。したがって精神障害だとか決めつけているわけではなく、お子さんの行動の特性を理解したうえで、周りも認めたうえで、対策対応をさせていただくために日々取り組ませていただければと思います。

(田中委員)

子供たちは正直で残酷なのです。障害者が差別、からかいの対象となることは子供たちの中ではまだまだ大きいのではないのかと思います。私は、小学生中学生は大人のようにはいかないと思うのです。発達障害は、探す必要はないですし、病気ではないですから薬を飲む必要もないです。周りの子供たちに分かるとからかいの対象となってしまいます。そのため、そこが分からないうちからどんなに対策を打っても駄目だと思います。先ほども言いましたが、そこをきちんやってこの中にも盛り込んでいただきたいと思ひます。研修会だと何をやってもいいのですが、中身が大事なのです。資料に中身が示されていないのでどのような内容でやるのかは分かりませんが、一歩間違えるとそのようなになるので、発達障害者の支援は大事だけれども、それがからかいの原因になってしまつては駄目です。発達障害だからいじめられても構わないというのはそもそも間違いで障害者をいじめるのは人権問題で、教育から変えていくべきなのです。いじめた加害者と呼ばれる人にも傾向があるはずなのです。いじめられている側だけでなく加害者と言われる方の特性、例えばどのような家庭環境にあるのかなどにも目を向けていただければと思います。被害者側だけでなく加害者側についても調査していただきたいと思ひます。

(事務局：郷湖障害福祉部長)

田中委員からご指摘いただいた事項については我々の方でも課題として認識いたしております。発達障害は珍しくはないということを当事者本人や保護者に言ってご理解をいただくことは良いのですが、いじめなどの問題、周りの児童生徒や保護者に発達障害というのは決して珍しいものではなく、もちろん差別の対象ではなく、温かい目で見ることが大事なのだという広報啓発については我々障害福祉部の方でもより一層取り組んでまいりたいと思ひます。今でもアーチルの方で、一般市民の方を対象に発達障害についての講座を年に1回開催させていただいておりますし、保育園や学校から求めがあれば保護者の方に出前講座のようなこともやっております。そういった、一般の方に広く発達障害について理解いただく啓発の取組みというのを強化していかなければならないと思ひ、教育委員会の方と相談しながら進めて参りたいと思っております。

(大友委員)

私は平成6年から民生委員児童委員をしております。当時は主任児童委員と言いまして学校や児童関わる活動を主にしていました。スクールカウンセラーの設置が当時はなかったので学校の方から、いじめや不登校の問題について相談を受けることが多くありました。しかし、逆にこういった対策が進むにつれて学校側は民生委員に情報を流さなくなりました。「学校や家庭、地域が連携して」とよく申しますが、専門機関が増えたためでしょうか、特にいじめ問題について、学校は地域に対して情報を流さなくなりました。私は地域力というものをもっと信じて欲しいと思っております。いろいろな子供たちがいることを受け入れながら支えられるのは子供たちが生活する地域です。学校の方でももう少し地域で活動をする者に情報を流しながら一緒に考えていければと良いですし、子供たちのことを心配している地域があるということをもっと認識して欲しいです。

(土井会長)

ありがとうございます。発達障害など障害関係について要望なのですが、田中委員からの指摘にもあった通り、治療だけでなく、障害をコミュニティの中にいる子供たちに理解していただくというのも大事ですが、囃し立てたりからかったりすることがないように周りの子供たちにご指導いただきたいと思えます。話にあった通り治療をしていることで障害児だといじめの対象となることもあるので、周りに対して働き掛けることが必要だと思います。

それともう一つですが、話にもあったように、学校と地域の情報共有が大事だと思います。子供が一人でランドセルを何個も持たされていることがあるようですが、告げ口にならないような形で学校と地域の声掛けなどの連携を持っていただけたらと思います。専門家というよりは可哀そうだという心が形になるような政策をしていただけたらと思います。

是非、市に対して皆様の立場や経験を踏まえた具体的なお意見をいただけたらと思います。

(田中委員)

私は奥山市長の時にも要望書を出しているのですが、報告を受けて具体的に動けない教職員がいるようですので、市の方でいじめの相談を受けたら、精査や調査するのも大事ですが、まず相談を引き受けてお聞きするという実働部隊のようなチームを作っていただけないでしょうか。4～5人くらいで大丈夫かと思うのですが、上にある機関を補佐する形で連携しながら相談を受けられるような具体的に動けるチームがあれば良いと思えます。いかがでしょうか。奉仕でやるのかなどいろいろあるかと思えますが検討していただけたらと思います。

(秋田委員)

資料10 ページのところに「いじめ不登校支援チームによる学校訪問」とあるのですが、これが田中委員のおっしゃっていたようなチームなのでしょうか。どうでしょうか。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

いじめ不登校支援チームは教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでチームを組んで仙台市内の全市立学校を回っております。その他精神科医のサポート体制や緊急のスクールカウンセラーの派遣を行うなどのチーム体制を組んでおります。

(田中委員)

実際にどのくらいいじめの相談を受けて対応しているのでしょうか。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

学校から報告を受けてから、どのような対応をするのかというのを教育委員会の方で検討をいたしまして、学校訪問をかけるなど様々な対応をしております。

(田中委員)

実績としていじめや不登校が解消されたとかという実績はあるのでしょうか。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

チームが影響して改善されたかどうかは分かりませんが、情報に基づいてできるだけ速やかな対応をするように心がけております。

(田中委員)

みやぎの萩ネットワークでは、チームで様々なところに出向いて、親御さんの相談を受け、不登校やいじめで休んでいる人の相談を受け、実際に復帰したのが何例もあるのです。そういう例があるのかと聞いているのです。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

申し上げましたようにチームとしての取組みが功を奏したかどうかということは判断が難しいところがございます。その他にも適応指導教室などで学校復帰を目指し、学校復帰をした子供たちが何人もおります。具体的に何人かということは資料がないので分かりません。

(土井会長)

子供の実態把握についてですが、学校の外の子供の相談というと、法務局の人権擁護委員会でやっている子供の人権 SOS ミニレターとか子供の人権 110 番などがあるので、データが揃っているはずなのですが、そういったところと情報共有はされているのでしょうか。

(事務局：小関いじめ対策推進担当課長)

先ほど田中委員からのいじめ相談窓口についての質問も併せてお答えいたします。教育局で作っているいじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の裏面に教育局の相談窓口を含め 16 の窓口が記してございます。それが機能しているのか、利用されているのかが重要だと思っております。今までいじめの相談は児童生徒・保護者が相談しやすいようにということに重点を置いて広がりを見せてきており、先ほど話にありましたが、8 月から SNS を活用したいじめ相談も始まっております。そうした窓口がうまく利用され、いじめの解消に至ったのかということ把握していく必要があると思っております。体制がただあれば良いということではなく、どのように活用していくかという視点が大事であるとの考えで、現状把握に努めております。

(土井会長)

子供たちの幸せのためですので、民間との連携は難しいかもしれませんが情報共有を検討課題として認識していただきたいです。私も子供の人権 110 番とか受けたりするのですが、本当はスクールカウンセラーではなくて担任の先生に相談し解決できるのが一番だとは思っていますが、それができない状況にあるようです。自分が相談することが歓迎され大事にされていると感ぜられるような雰囲気です。やってほしいのですが、外部から積極的に情報を取り込み、子供のことを考えている方々のネットワークを活用し検討していただけたらと思います。

委員の方々ほかに意見はあるでしょうか。

(田中委員)

資料の中に少人数学級とありますが、少人数学級であっても担任が新任者で大卒すぐだったりすると対応が難しかったりするのかなと思います。少人数だから良いというわけではなく、申し訳ないですが、大学を卒業してすぐ担任を受け持ち教科も教えるというのは厳しいと思うので、そのところも考えていただけたらと思います。やはり実働部隊がないとどうしようもないと思います。いじめられている生徒の卒業を待たずに、現役の生徒でいるうちに解決する方向でお願いしたいです。そういったところがこの資料を見る限り全く見えません。スクールソーシャルワーカーの配置と書いてございますが、配置だけでなく配置をした後にどうなるのか、ちゃんとアンケートなどデータで示して検証していただきたいと思います。責任を持って詳細に調査していただかないと子供のいじめ、自死はなくなりません。資料を見ると心の弱い人や貧困の人、ひとり親家庭などばかり書いていますが、普通の子供たち、普通の大人たち、普通の若者を追い込むような社会をなくしていただきたいのです。それがこの資料からは見えません。だから精神の問題ばかりだと言っているのです。精神の問題もやっていいし、心の問題もやっていいですし、相談もいいのですけれども、相談に来なくてもいいような具体的な対策をしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(事務局：郷湖障害福祉部長)

私自身、田中委員のおっしゃることに共感するところも十分ございます。ただ、自殺をされた方の動機・原因は非常に多岐にわたるわけでございますので、それを具体的な取組みとして計画に記載することは今の段階では難しいと感じてございます。その考えそのものについては間違いないところでございますので、例えば総論部分にそのような趣旨のことを記載させていただくとか考えさせていただきますと思います。

(田中委員)

教育の中で幼稚園・小学生のうちからいじめはダメなのだ、人権を侵害するものなのだ、卑怯者のことなのだ、弱い者いじめをしてはいけないのだということを繰り返し、教えていただければ多少頭に残るものなのだと思います。そういう教育を目指してやっていただきたいのです。いじめをしないための教育を加えていただきたいです。

(土井会長)

私はそれについては少し異なる意見を持っております。いじめをしないための教育というのは良いと思いますが、私は規範の専門家なのですが、ルールだとか規範というのは自分の心の外にあって外から制御するためのツールでございます。繰り返し教えるのは大事ですが、先ほど来お話ししているのは、いじめられたら可哀そうだという共感・共鳴の視点が弱いのではないのでしょうか。いじめがあった教室で事後的にどういう教育をするのかについて、いじめにあった子がどのような気持ちでいたかを書かせるという指導例が報告されております。そういったことを事前にできないのかなと思います。道徳教育は大切ですが、人間が群れを作れる一番の理由は共感・共鳴です。可哀そうなことはできないのだという視点も是非取り入れていただけたらと思いました。

(田中委員)

日本全体としてそうなのですが、いじめがなぜ起きるのかとか、なぜいじめたのかというところがほぼないのです。いじめられる側はこういう子だからこうしようとかばかりです。そうではなく、

いじめの側にも問題があります。私は教育の専門家ではないからわかりませんが、いじめないための教育をどうするかを計画に入れていただきたいです。道徳は例で申し上げましたが、そういう教育を盛り込んでいただきたいと思います。加害者側の問題にタッチしたくないように見えてしまいますが、元を絶たないとまた繰り返しますから。館中学校でもいじめの子に対して何のアプローチもなかったから、いじめが続いていたのではないですか。罰するとかではなく、なぜいじめたのかがとても大事で、いじめられた側もなぜいじめられたのか知りたいという子供もいます。子供なりに考えているのです。そういうところを調査して反映してもらいたいです。せつくなので計画に入れてもらいたいです。いかがでしょうか。

(土井会長)

具体的にはいじめが起きる要因の分析なのですが、できるだけ情報共有して、市とか教育関係者だとかだけでなく、多くの人たちで議論できる場を作ってほしいです。それがどういう風に計画の骨子になるかわかりませんが、いじめの側への指導というか教育というか、学習指導要領で言えば道徳教育の中の徳育教育の分野かと思います。そういうところをご検討いただきたいです。

(大友委員)

その通りだと思います。しかし、教育ができるような年齢になってからでは遅いように私は思います。小さいうちから「命は大切なのだ。みんなが平等なのだ」ということを家庭教育の内からやっていかなければなりません。実際にある年齢になってから教育を受けてもある程度きちんとした基盤がなければ本当に広がっていくのか疑問です。逆に言いますとそのためには育てている親も含めていじめは絶対にダメだということが分かっているべきです。親が「あの子は障害者だから」と言っているのは、子供にどのような教育をしても意味がないのです。いじめを許さない環境・地域を作っていくことが目には見えませんが、一番大事なような気がします。

(土井会長)

地域ぐるみでいじめを許さない環境を作っていくということですね。素晴らしいと思います。

(田中委員)

資料最後のページの今後の取組みのなかに「人材の育成と確保」に、「ひとり親家庭への専門相談・セミナー」とありますが「家庭相談」としていただきたいです。ひとり親だから自死が発生するわけでも困窮するわけではないので家族相談という形にした方がもっと広がっていくと思います。子育て中の家庭・家族の相談とした方が間口が広がると思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

こちらの事業自体はひとり親家庭に特化した事業となっていてまして家族全般ではないのですが、家族全般の支援については「家族等、身近な方への見守り支援」を区の方でやっておりますので、そちらの方で対応してまいりたいと思います。

(田中委員)

私がなぜこういうことをいうのかと申しますと、自死について偏見や差別があるようでして、ひきこもりであったり、貧困であったり、ひとり親家庭であったり、経済的に苦しかったり、発達に問題があったりなど様々な問題を抱えている子供や大人なのだと見られがちだからであります。そのため幅広くとらえたほうが公的な機関が作るものとしてはふさわしいように思います。仙台市いじめの防

止等に関する条例でも「自己有用感や自己肯定感の低い子供たちが…」というように個人を特定するように書かれているのは条例としてはふさわしくないと思います。この対策においても広くとらえ、解釈がいろいろできるということが大事だと思います。ひとり親も大事ですけど、家族全般としていただいた方が偏見とか差別とかが緩和されるのではないかと思います。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

あくまでこちらの表は例示で挙げさせていただきましたが、今のご意見を踏まえたうえで計画の骨子案を作る段階ではここに特化した形ではなく、対象を広くとらえたうえで記載させていただきたいと思います。

(田中委員)

全国のいろんな条例を見ているけれども仙台市だけ「劣等感」「自己肯定感」「自己有用感」「発達障害」といった固有名詞がでてきます。対策とか条例は「広く配慮が必要な方々」というような書き方をして「発達」とか「思春期」とか全国的にも出さないものなのです。そういうところを配慮していただきたいと言っています。そうでないとそこに注目してしまって「自死やいじめが起きる家庭ってこうなのだ」とか「こういう子供が多いのだ」など知らない人を見るとそう捉えてしまいがちだと思います。そうならないようにするのが行政の骨子案とか企画だと思のですが、いかがでしょうか。この際、仙台市らしさはいらないのです。一般受けするものにしてください。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

こちらの表自体はこのまま計画に乗せるわけではなく、今回の議論のためのたたき台として作成したものでございます。また、今回記載させていただいたものも、現在、市で行われている事業ベースの名称で記載させていただいたものでございます。骨子案や中間案で委員の皆様にお示しする段階では今のご議論を踏まえたうえで、市民に皆様から見ても分かりやすいように、限られた方だけが支援されると勘違いされないような形で記すようにしていきたいと思っております。

(秋田委員)

表を一次予防、二次予防、三次予防という観点から、構成するのも一つかなと思いました。

もう一つですが、資料 11 ページの表にある「ハイリスク者対策研修会の充実」とありますが、これはどういったものなのでしょうか。

(事務局：佐藤障害者支援課障害保健係長)

ハイリスク者研修については年に 2 回開催しております。区役所などで実際に自殺未遂の方に接する機会のある保健師や精神保健の相談員を主には対象といたしまして先進地で取組みをされているところから講師を呼びまして、やり方、サポートの仕方を学ぶことをしております。平成 28 年度から開始し、今年度も実施予定でございます。

(田中委員)

資料 11 ページの対象に応じた支援の充実の中に「ひきこもり地域支援事業の充実」とございます。ひきこもりと不登校は違うと思うのですが、ひきこもりは何歳までと考えているのでしょうか。また、ひきこもりに対してこれまでどのような支援をしてきたのでしょうか。

(事務局：伊藤障害者支援課長)

学生・生徒等が記載されている箇所に掲載させていただきましたが、こちらのひきこもり地域支援事業について対象年齢は特段ございません。40代、50代の方であっても支援の対象としております。支援の中身といたしましては社会福祉法人わたげ福祉会に委託で運営しているひきこもり地域支援センターでひきこもり状態にある本人やそのご家族の相談支援を行ったり、また訪問によるアウトリーチ型の支援、家族教室、地域相談会を開催したりということを行っています。また、精神保健福祉総合センターの方でひきこもり家族教室の講演会や家族ミーティングを行ったり、夜間時間帯まで相談支援をしているナイトライン、日中の時間帯の相談支援のはあとラインなどをしております。支援の充実と申し上げていきますのはこれまでのひきこもり対策は若年者層を中心とした対策が多く、中高年層のひきこもりの問題が複雑化したケースに対する支援がなかなか高まらないといった課題がございました。今後、そうした複雑化したケースへの対策を強化するため、ひきこもり地域支援センターだけでなく多機関連携して支援をしていくような取り組みを充実させていくことを想定してございます。

(田中委員)

ありがとうございます。不登校の子供への支援なのですが、1週間に1回程度電話をして状況を確認するようなことはやっているようなのですが、実際に不登校となっているけれども他の子供と交わりたいという子供がいたときに保護者はフリースクールを自力で探しているようで、学校の方に聞いても教えてくれず悩んでいる方が多いようです。是非電話で確認するだけでなく、不登校の子供が行くようなところがないかと聞いたときに連携して相談を受けられるようなネットワークを作っていたきたいと思います。フリースクールに行った後に、学校に復帰したいという子供が出たときに連携できるような取り組みを作っていたらと思います。よろしく願いいたします。

(事務局：木越教育相談課主幹兼主任指導主事)

不登校問題については適応指導センターと七か所の適応指導教室で対応しております。仙台市や教育相談窓口の不登校の相談があった際には、まずそちらをご案内しております。適応指導センターの方では、小集団の指導や個別の指導もございますし、家庭の方に訪問する取り組みもしております。また、土曜日に「親の会」を開催いたしまして、不登校の子供を持つ保護者の方と情報交換をしたり話し合ったりということをしてございます。仙台市としてはまずそちらをお知らせいたしております。田中委員がおっしゃったように、そこからいろんな所へつながっていくこともございますし、学校に復帰するという子供もございます。

(田中委員)

紹介してもらえなかったという話も聞いております。きちんとした対応をしていただきたいです。そういった話はたくさん受けますが、現場の方でできていないことが多いのです。市民は、行政サービスは同じであると思っていますから、違っては困るのです。一定にサービスを受けられるように研修を徹底していただきたいと思います。私もたらいまわしにされた経験がございました。大事な時に市も県も頼りにならないのですから。その時の苦しさもたらいまわしにされた思いがずっと心に残ります。そういう相談を受けるのですから一定のレベルまで上げていただきたいです。お願いします。

(事務局：郷湖障害福祉部長)

今の話は教育分野に限らず市政全般にわたる委員のご示唆ということで受け止めさせていただきます。部署によって対応に違いが無いように努めてまいりたいと思います。

(土井会長)

他に発言される方はいなかったでしょうか。

(大友委員)

不登校対策について私は長町中学校の関係なのですが、情報交換会のおりに一クラスに一人か二人不登校がいると聞いています。1学年8クラスと考えると50人くらい不登校の方がいるのではないかと思います。その子供たちの中で郊外のフリースクールには行けないけれども、学校に何時間かは来ることができるという人がいると聞いたことがあります。しかし、教室がなくてそれ以上受け入れられないと聞いたときに、そういう問題だろうかと思いました。自分の教室には入れないけれども、自分が来たがって学校に来て、そういう子供たちが一緒にいる場所だったら入れるのであれば、そこへの対応も考えていただけたらと思います。

(土井会長)

「こうじゃなければならぬ」と考えている先生が多いようです。その子供が校門まで来られたときに子供の成長を喜べる先生と授業を受けなければ意味がないと考える先生がいるようですので、そこを何とかしていただきたいです。教育委員会の方では学校教育を受けることが基本だからフリースクールは紹介できないというかもしれませんが、最近では自死するくらいだったら学校に行かない方がましという風潮もありますので、フリースクールを学校に行くための暫定的なステップと位置付ければ学校教育を否定するものではないので、ぜひ柔軟にご検討をいただけたらと思います。

それでは、

議事(2) その他

についてです。特になかったでしょうか。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

3 閉会

(事務局)

ありがとうございました。本日、議論いただきました内容につきましては、議事録としてとりまとめさせていただきます。議事録は事務局で案を作成いたしました後に、委員の皆様へお送りしますので、加除修正のうえご返送いただければと存じます。これに基づきまして事務局が修正作業を行い、議事録署名人の署名を以って、議事録として決定させていただくこととなります。

また、今回の事前に送付いたしました資料とともに委員の皆様には第3回仙台市自殺対策連絡協議会の開催及び出席のご依頼を併せてお送りいたしておりましたので、事務局にFAXにてご回答をお願いいたします。正式な開催の通知につきましては9月中旬までを目途にお送りをいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは以上をもちまして、平成30年度第2回仙台市自殺対策連絡協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

平成30年10月25日

署名委員 土合真紀子 